

東海第二発電所 審査資料	
資料番号	G-1-008 (改0)
提出年月日	2022年11月1日

## 東海第二発電所

発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法

第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について

比較表

2022年11月

日本原子力発電株式会社

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）  
に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

東海第二 適合性審査（圧縮装置）（2022年1月14日版）	東海第二 有毒ガス防護	差異説明
<p>東海第二発電所の発電用原子炉の 設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6 第1項第1号（平和目的）基準への適合について</p>	<p>東海第二発電所の発電用原子炉の 設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6 第1項第1号（平和目的）基準への適合について</p>	

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）  
に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

審査事項	適合性	東海第二 適合性審査（圧縮装置）（2022年1月14日版）	東海第二 有毒ガス防護	差異説明
原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）について 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。	(i) 1) 東海第二発電所は、商業発電に使用する目的で、昭和47年12月23日付けをもつて設置の許可を得て、昭和53年11月28日以降商業発電を行っているものである。 2) 原子炉の型式は、濃縮ウラン燃料、軽水减速、軽水冷却、沸騰水型である。 今回の変更是、 ・「圧縮装置を設置する」	<p>○本文（三）発電用原子炉の型式、熱出力及び基数 形 式 濃縮ウラン、軽水减速、軽水冷却型（沸騰水型）</p> <p>○本文（七）発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれがないことの説明 参照</p> <p>(ii) 1) 東海第二発電所は、取替燃料集合体平均濃縮度約3.7wt%（9×9燃料）の低濃縮ウラン燃料を使用し、その燃料装荷量は9×9燃料（A型）で約132t, 9×9燃料（B型）で約131tであり、標準的な取替え方式では、年間予定使用量は約21tと見込んでおり、取替燃料集合体平均燃焼度は約45,000Mwd/tである。 今回の変更申請は、これを変更するものではなく、使用される核燃料品質は全て国際規制物資として規制の対象となつており、平和の目的以外の用途に転用されることはない。 また、平和の目的以外に転用されることのないよう、「東海第二発電所核物質防護規定」に基づき、特定核燃料物質の盗取による不法な移転及び妨害破壊行為の防止を図っている。</p>	<p>○本文（五）発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ハ 原子炉本体の構造及び設備 (i) 発電用原子炉の炉心 炉心全炉芯量 約142t（8×8燃料） 約133t（新型8×8燃料、新型8×8ジルコニウムライナ燃料） 約131t（高燃焼度8×8燃料） 約132t（9×9燃料（A型）） 約131t（9×9燃料（B型）） (ii) 燃料体 (i) 燃料材の種類 ウラン 235 濃縮度 取替燃料集合体平均濃縮度 約2.7wt% 8×8燃料 約2.9wt% 新型8×8燃料 約3.0wt% 新型8×8ジルコニウムライナ燃料 約3.4wt% 高燃焼度8×8燃料 約3.7wt% 9×9燃料 ○本文（七）発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量 ロ 年間予定使用量 年間平均 約21t 取替燃料集合体平均燃焼度 約45,000Mwd/t</p>	<p>・申請書本文「四　変更の理由」の変更</p>
原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）について 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。	(i) 1) 東海第二発電所は、商業発電に使用する目的で、昭和47年12月23日付けをもつて設置の許可を得て、昭和53年11月28日以降商業発電を行っているものである。 2) 原子炉の型式は、濃縮ウラン燃料、軽水减速、軽水冷却、沸騰水型である。 今回の変更是、 ・「商用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の改正に伴い、中央制御室、緊急時対策所、特定重大事故等対処施設等に対して、有毒ガスの発生に対する防護方針について記載する」 ものであり、原子炉の使用目的、型式を変更するものではなく、変更後においても原子炉を平和の目的以外に使用するものではない。	<p>○本文（五）発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ハ 原子炉本体の構造及び設備 (i) 発電用原子炉の炉心 炉心全炉芯量 約142t（8×8燃料） 約133t（新型8×8燃料、新型8×8ジルコニウムライナ燃料） 約131t（高燃焼度8×8燃料） 約132t（9×9燃料（A型）） 約131t（9×9燃料（B型）） (ii) 燃料体 (i) 燃料材の種類 ウラン 235 濃縮度 取替燃料集合体平均濃縮度 約2.7wt% 8×8燃料 約2.9wt% 新型8×8燃料 約3.0wt% 新型8×8ジルコニウムライナ燃料 約3.4wt% 高燃焼度8×8燃料 約3.7wt% 9×9燃料 ○本文（七）発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量 ロ 年間予定使用量 年間平均 約21t 取替燃料集合体平均燃焼度 約45,000Mwd/t</p>		

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）  
に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

審査項目	適合性	東海第二 適合性審査（圧縮装置）（2022年1月14日版）	東海第二 有毒ガス防護	差異説明
	適合性	<p>○本文（ハ）使用済燃料の処分の方法）※1 　　使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等廃出金法」という。）に基づく廃出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理することとしている。</p> <p>再処理等廃出金法の公布に伴い、廃出金を納付した場合、再処理等について、原子炉等規制法に基づく指定を受けた事業者等のみに対して委託され、着実に実施されることが法により明確化されたこと、数量についても、適切な装荷予定量が確保されること、及び搬出予定量は取決めの締結確認申請書にて都度確認が可能であることから、政府の確認は不要と考えている。</p> <p>再処理等廃出金法施行後に、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者においてのみ実施することとなる。</p> <p>また、海外再処理によって得られるブルトニウムは国内に持ち帰ることとしており、海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとしている。</p> <p>したがって、今回の変更後においても使用済燃料を平和の目的以外に使用するものではない。</p> <p>※1：本文ハ号の記載について、東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）（平成28年11月2日付け、原規規発第16110228号をもって設置変更許可）の「ハ 使用済燃料の処分の方法」の記載内容から変更はない。</p>	<p>○本文（ハ）使用済燃料の処分の方法）※1 　　使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等廃出金法」という。）に基づく廃出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>再処理等廃出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は廃出金を納付するまでの間は、当該積立金又は廃出金に係るブルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるブルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用する。</p> <p>※1：本文ハ号の記載について、東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）（平成28年11月2日付け、原規規発第16110228号をもって設置変更許可）の「ハ 使用済燃料の処分の方法」の記載内容から変更はない。</p>	
	適合性	<p>○本文（ハ）使用済燃料の処分の方法）※1 　　使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等廃出金法」という。）に基づく廃出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とし、再処理されるまでの間、使用済燃料を適切に貯蔵・管理することとしている。</p> <p>再処理等廃出金法の公布に伴い、廃出金を納付した場合、再処理等について、原子炉等規制法に基づく指定を受けた事業者等のみに対して委託され、着実に実施されることが法により明確化されたこと、数量についても、適切な装荷予定量が確保されることが自明であること、及び搬出予定量は取決めの締結確認申請書にて都度確認が可能であることから、政府の確認は不要と考えている。</p> <p>再処理等廃出金法施行後に、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者においてのみ実施することとなる。</p> <p>また、海外再処理によって得られるブルトニウムは国内に持ち帰ることとおり、海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとしている。</p> <p>したがって、今回の変更後においても使用済燃料を平和の目的以外に使用するものではない。</p>	<p>○本文（ハ）使用済燃料の処分の方法）※1 　　使用済燃料は、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「再処理等廃出金法」という。）に基づく廃出金の納付先である使用済燃料再処理機構から受託した、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。</p> <p>再処理等廃出金法に基づき使用済燃料再処理機構に使用済燃料再処理等積立金が引き渡されるまでの間又は廃出金を納付するまでの間は、当該積立金又は廃出金に係るブルトニウムは国内に持ち帰ることとする。</p> <p>また、再処理によって得られるブルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けることとする。</p> <p>ただし、上記以外の取扱いを必要とする使用済燃料が生じた場合には、平成12年3月30日付けで許可を受けた記載を適用する。</p> <p>※1：本文ハ号の記載について、東海第二発電所発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）（平成28年11月2日付け、原規規発第16110228号をもって設置変更許可）の「ハ 使用済燃料の処分の方法」の記載内容から変更はない。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

東海第二 適合性審査（圧縮装置）（2022年1月14日版）	東海第二 有毒ガス防護	差異説明
<p>【補足説明資料】</p> <p>資料 1 本発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれのない ことの説明</p> <p>添付 1-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（最終改正：令和三年六月二日法律第五三号）（抜粋）</p> <p>添付 1-2 日本原子力発電株式会社定款（抜粋）</p>	<p>【補足説明資料】</p> <p>資料 1 本発電用原子炉が平和の目的以外に使用されるおそれのない ことの説明</p> <p>添付 1-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（最終改正：令和三年六月二日法律第五三号）（抜粋）</p> <p>添付 1-2 日本原子力発電株式会社定款（抜粋）</p>	

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）  
に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

東海第二 適合性審査（圧縮装置）（2022年1月14日版）	東海第二 有毒ガス防護	差異説明
<p style="text-align: center;">資料 1</p> <p>本発電用原子炉が平和の目的以外に使用される おそれのないことの説明</p> <p>本発電用原子炉の設置者である日本原子力発電株式会社は、電気事業法に基づく発電事業者である。東海第二発電所は、発電事業者である日本原子力発電株式会社が、商業発電の目的で設置する原子炉であることから、平和の目的以外に使用することはない。</p> <p>また、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の5により許可を受けた事項の重要なものについて変更する場合には、同法第43条の3の8により許可を受けなければならぬ。</p> <p>添付1-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (最終改正：令和三年六月二日法律第五三号) (抜粋)</p> <p>添付1-2 日本原子力発電株式会社定款 (抜粋)</p>	<p style="text-align: center;">資料 1</p> <p>本発電用原子炉が平和の目的以外に使用される おそれのないことの説明</p> <p>本発電用原子炉の設置者である日本原子力発電株式会社は、電気事業法に基づく発電事業者である。東海第二発電所は、発電事業者である日本原子力発電株式会社が、商業発電の目的で設置する原子炉であることから、平和の目的以外に使用することはない。</p> <p>また、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の5により許可を受けた事項の重要なものについて変更する場合には、同法第43条の3の8により許可を受けなければならぬ。</p> <p>添付1-1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (最終改正：令和三年六月二日法律第五三号) (抜粋)</p> <p>添付1-2 日本原子力発電株式会社定款 (抜粋)</p>	

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）  
に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

東海第二 適合性審査（圧縮装置）（2022年1月14日版）	東海第二 有毒ガス防護	差異説明
添付1-1	添付1-1	

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抜粋）

（昭和三十二年六月十日法律第百六十六号）  
最終改正：令和三年六月二日法律第五三号

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制 第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 発電用原子炉施設の工事計画

七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法

九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経営的基礎があること。

三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抜粋）

（昭和三十二年六月十日法律第百六十六号）  
最終改正：令和三年六月二日法律第五三号

第四章 原子炉の設置、運転等に関する規制 第二節 発電用原子炉の設置、運転等に関する規制

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 発電用原子炉の型式、熱出力及び基数

四 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその附属施設（以下「発電用原子炉施設」という。）の位置、構造及び設備

六 発電用原子炉施設の工事計画

七 発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質の種類及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の処分の方法

九 発電用原子炉施設における放射線の管理に関する事項

十 発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

十一 発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経営的基礎があること。

三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。

四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

五 前条第二項第十一号の体制が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の場合において、第四十三条の三の三十第一項の規定により型式証明を受けた同項に規定する特定機器の型式の設計は、前項第四号の基準（技術上の基準に係る部分に限る。）に適合しているものとみなす。

3 原子力規制委員会は、前条第一項の許可をする場合においては、あらかじめ、第一項第一号に規定する基準の適用について、原子力委員会の意見を聴かなければならない。

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）  
に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第1号（平和目的）基準への適合について

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

東海第二 適合性審査（圧縮装置）（2022年1月14日版）	東海第二 有毒ガス防護	差異説明
<p>(変更の許可及び届出等)</p> <p>第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の十九第一項に規定する場合を除き、第四十三条の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかな変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。</p> <p>5 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。</p> <p>6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。</p> <p>7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。</p> <p>8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。</p>	<p>(変更の許可及び届出等)</p> <p>第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十一号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。</p> <p>3 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の十九第一項に規定する場合を除き、第四十三条の三の五第二項第一号、第六号又は第七号に掲げる事項を変更したときは、変更の日から三十日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならぬ。同項第四号に掲げる事項のうち工場又は事業所の名称のみを変更したときも、同様とする。</p> <p>4 発電用原子炉設置者は、第四十三条の三の五第二項第五号に掲げる事項の変更のうち核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないことが明らかな変更（核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がない同種の設備の追加その他の原子力規制委員会規則で定める変更をいう。）のみをしようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、その変更の内容を原子力規制委員会に届け出なければならない。この場合において、その届出をした発電用原子炉設置者は、その届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、その届出に係る変更をしてはならない。</p> <p>5 原子力規制委員会は、前項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合していると認めるときは、前項後段に規定する期間を短縮することができる。</p> <p>6 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出があつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれかに適合していないと認めるときは、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、その届出を受理した日から三十日（次項の規定により第四項後段に規定する期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）以内に限り、当該届出の内容を変更し、又は中止すべきことを命ずることができる。</p> <p>7 原子力規制委員会は、第四項前段の規定による届出のあつた変更の内容が第四十三条の三の六第一項各号のいずれにも適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査が第四項後段に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、原子力規制委員会は、その届出をした発電用原子炉設置者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。</p> <p>8 原子力規制委員会は、第一項本文の許可の申請に係る変更が、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該変更についての同項本文の許可に係る審査を、他の発電用原子炉施設の同項本文の許可に係る審査に優先して行うことができる。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

東海第二 適合性審査（圧縮装置）（2022年1月14日版）	東海第二 有毒ガス防護	差異説明
<p style="text-align: center;">添付 1-2</p> <p>日本原子力発電株式会社定款（抜粋）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>（商号）</p> <p>第1条 本会社は、日本原子力発電株式会社と称する。英文では、The Japan Atomic Power Companyと表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 本会社は、原子力発電の開拓企業化のために次の事業を営むことを目的とする。</p> <p class="list-item-l1">(1) 原子力発電所の建設、運転操作およびこれに伴う電気の供給</p> <p class="list-item-l1">(2) 前号に付帯関連する事業</p> <p>2. 本会社は、委託を受けて、原子力発電所に関する調査、設計、工事監督、建設、運転およびその他の技術援助等に関する事業を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">添付 1-2</p> <p>日本原子力発電株式会社定款（抜粋）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>（商号）</p> <p>第1条 本会社は、日本原子力発電株式会社と称する。英文では、The Japan Atomic Power Companyと表示する。</p> <p>（目的）</p> <p>第2条 本会社は、原子力発電の開拓企業化のために次の事業を営むことを目的とする。</p> <p class="list-item-l1">(1) 原子力発電所の建設、運転操作およびこれに伴う電気の供給</p> <p class="list-item-l1">(2) 前号に付帯関連する事業</p> <p>2. 本会社は、委託を受けて、原子力発電所に関する調査、設計、工事監督、建設、運転およびその他の技術援助等に関する事業を行うことができる。</p>	